

旭川医科大学における研究活動の不正行為防止対策委員会に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学における研究活動の不正行為防止対策委員会に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における研究活動の不正行為防止対策委員会に関する規程（平成19年旭医大達第67号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 (2) 教育研究評議会の評議員のうちから学長が指名する者 2人 (3) 事務局次長（総務・教務担当） (4) 監査室長 (5) <u>会計課長</u> (6) <u>研究・学術情報課長</u> (7) 学外の学識経験者 1人 2 前項第2号及び第7号の委員は、学長が委嘱する。 (略) (庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>研究・学術情報課</u>が関係課等の協力を得て処理する。	(略) (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 (2) 教育研究評議会の評議員のうちから学長が指名する者 2人 (3) 事務局次長（総務・教務担当） (4) 監査室長 (5) <u>研究支援課長</u> (6) <u>会計課長</u> (7) 学外の学識経験者 1人 2 前項第2号及び第7号の委員は、学長が委嘱する。 (略) (庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>研究支援課</u>が関係課等の協力を得て処理する。

(略)

附 則

この規程は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

【改正理由】

事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)